

診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制について

当院では、施設基準を満たす医療機関として、初診時に患者様の同意を得て診療情報を取得し、それらを診療に活用し、更なる質の高い医療の提供に努めてまいります。

また、正確な診療情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

医療DX推進体制整備加算 1

医療情報取得加算

[施設基準]

- ・オンライン請求をおこなっていること。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有していること。
(厚生労働省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと。)
- ・当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行うこと。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有していること。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示していること。
- ・マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

令和6年10月1日